

阿波国名方郡条里の復元について

—幕末・明治維新期の在村研究者の論にもとづく—

丸 山 幸 彦

はじめに—研究史と論点整理

四国最大の河川である吉野川は紀伊水道に流れ込む河口に広大な低湿平野を形成する。名方（名西・名東）・麻植・阿波・板野諸郡により構成されているこの地域は阿波国の中心になっており、古代においては南岸にあたる名方郡に国府がおかれていた。

この広大な平野には南岸・北岸ともに条里が設定されている。条里の復元については、一九五〇年代以降、名方郡に所在した東大寺の庄園である新島庄関係文書にあらわれる条里を手がかりとした¹、したがって名方郡条里を中心とした、福井好行・高重進²・服部昌之³ら地理研究者による研究が進められる。その集大成が服部の研究である。その説

の名方郡にかかわる部分について要約すると、次のようになる。

1 吉野川下流域の阿波・麻植・板野・名東・名西五郡にはN—Wの傾きをもつ、統一的な条里地割が施行されている。

2 古代の麻植・名方郡界は、直線境界になっている（麻植郡）牛島村と（名西郡）浦庄村村界、すなわち現麻植・名西両郡郡界そのものであり、名方郡条里の条はこの郡界を起点に西から東に向かう。

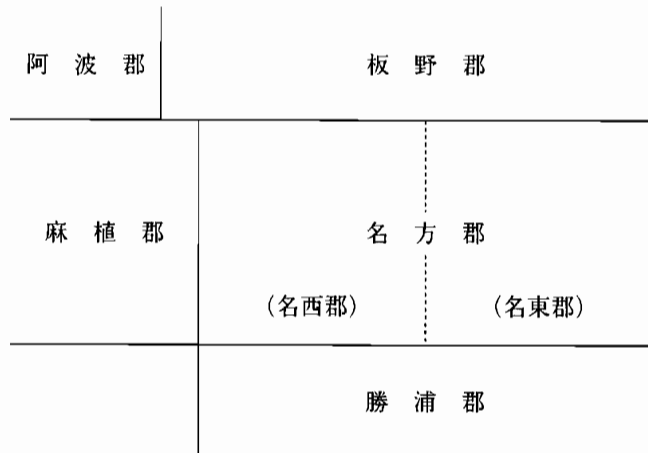
3 名方郡条里の里については、高重説を引き継ぎ、名方郡と板野郡との郡界を名方郡の一四里とする。すなわち、名西・名東両郡（名方郡）と板野郡の郡界は一四里の界線に相当する直線郡界である。したがって、名方郡条里

の里の起点は眉山山中におかれる。

4 寛平八年（八九六）の名方郡分割により成立した名西・名東両郡の郡界は名方郡条里の九条と一〇条の界線を利用した直線的郡界になっている。

全体として、直線の境界による郡域の幾何学的形態という点では、大和国と共通しているとし、吉野川下流域の板野・名方・阿波三郡に広がる粟凡直国造の支配する「粟のクニ」を解体せしめる、新しい制度的地域としての郡という性格を強く持っているとする。

さらに、木原克司・岡田啓子は「古代吉野川下流域の条里と交通路」において、現在の石井町と徳島市の行政境界（旧名西名東両郡の行政境界）付近での条里の復元のなかで、国分尼寺の東側を南北に直線的に走る幅約一五メートルの南北余剩帯の存在を確認している。木原・岡田は服部の復元に依拠しながら、この南北余剩帯が直線古道であり、条里施行時あるいはそれ以前から存在し、それが旧名方郡条里の基準線として採用されたこと、さらに服部が上記論文で推定していたように、寛平八年の名東・名西二郡への分割の際に直線郡界として採用されたことの二点を指摘している（以上、第一図参照）。



第一図 郡配置図

以上の地理研究者らの吉野川下流域条里の復元およびそれとかかわった名方郡の名西・名東両郡への分割のあり方の研究についての検討すべき課題として二点があげられる。

その第一は、名方郡条里について復元された条里の条と里の数え方（呼称）についてである。福家清司はN—10Wの傾きをもつ地割の存在については服部説を継承しながらも、呼称という点では、服部とは異なった呼称を提示している。福家復元は服部復元と比較すると、条で一条分東に、里で二里分南にずれる。

このように条里呼称がくいちがっている背景について、二〇世紀後半における名方郡条里の復元にかかわる研究史を見直してみる。一九五〇年代以降、福井・高重・服部・木原らの地理学の面からの、史料面では新島庄絵図・文書に依拠した研究が進められていく。一方、それと平行する形で地元の地域史研究者である一宮松次が春日神社文書にふくまれる富田庄立券文にもとづいて、地理研究者とは異なった名方郡条里の復元をおこなっている。ところが福家が指摘するように、地理研究者の研究と一宮の研究とはかみあわないままになっている。そして福家自身も一宮説を継承・発展させて新たな復元案を提示しているが、この福家説も木原ら地理研究者の新しい研究ではとりあげられていない。

このように両者接点をもちえず食い違いが続いている

が、それを打破するために二つの作業が必要である。その一つは、一九五〇年代以降、同じ名方郡内の異なった地域に所在する東大寺領新島庄と春日神社領富田庄について、条里復元の素材としてそれぞれ取りあげられ研究が進められながら、両者つきあわせられた論議が十分になされていない状況を克服することである。福家が新島庄と富田庄の両者をふまえた論をすでに展開しているが、残された問題もあり、さらに踏みこんだ両者をつきあわせる形での研究史の整理とそれにもとづく論議が必要である。

もう一つは、時代は遡るが、幕末・明治維新时期における研究についての再検討である。この時期、多田直清・上田寧恵という二人の在村研究者がおり、彼らは条里という言葉は使用していないものの、麻植名方郡界を直線郡界とした上で、その郡界の位置について注目すべき提言をおこなっている。二人の提言は明治以降埋もれてしまい、とりあげられることなく現在に至っている。しかし、この二人の論のなかには、名方郡条里の条呼称をめぐって二〇世紀後半の研究者がまったく気づいていない視点からの分析があり、それを継承することで名方郡の条里呼称の問題にも新しい光を当てることができる。

地理研究者の名方郡条里研究について、検討すべき課題の第二は名方郡分割のあり方についてである。服部らは名方郡条里の九条と一〇条の界線（国分尼寺東側を南北に走る南北余刺帯）を分割時点の名西・名東両郡界線とみなしている。しかし名方郡分割は郷を単位にしてなされたこと（名西郡に四郷、名東郡に七郷）をみるならば、郡分割と郷再編とのかかわりという視角は無視しえない。それをふまえると、名方郡分割がそれまでの郷配置のあり方を無視した直線郡界での分割であったとみてよいかどうかについては、九世紀における郷のあり方をどうみるかをふくめて慎重な検討が求められる。

この第二の問題についての研究史に簡単にふれておくと、二〇世紀後半の段階で、名方郡分割をめぐって服部・木原以外に分析を行っている研究者はみあたらず、したがってこの説をめぐっての論議はなされていない。しかし、この点についても、幕末・明治維新时期には在村研究者たちによる活発な論議がなされており、上記した多田・上田も発言しているが、それ以外にも野口年長と後藤尚豊がこの問題にかかわって発言をしている。

彼らの論は多様であるが、およそのところ名方郡の名

西・名東両郡への再編成がその時点で存在した郷（古代郷）を単位になされたとみなすのか、そうではなくそれまでの郷の広がりを見無視し、郷の広がりを見断する形での直線的な形で郡界設定がなされたとみなすのかという二つの説の対立に整理できる。郷分断説に懐疑的な野口・後藤・上田と、郷分断説をとる多田との対立である。ただ、この二説については、十分につめた論議までには発展しておらず、また論議そのものも明治以降引き継がれることなく埋没してしまふ。そして服部・木原説は一世紀半以上前に出された二説のうちの多田説に結論的に合致している。四人の論は一様ではないが、寛平年間の名方郡分割の問題に止まらず、一〇・一一世紀以降になされている郡の再編と分割（以西郡の分出など）をも視野に入れた論になっていることでは共通している。彼らの論を古代条里制とのかかわりとのみではなく、古代・中世全般にわたる巨視的な阿波国の郡・郷編成の変動という流れのなかに位置づけてみる必要がある。

なお本稿ではこの二つの論点のうち、第一の点に焦点をしばって分析し、第二の点については別稿を期したい。

一 二〇世紀後半の復元研究についての検討

まず二〇世紀後半の名方郡条里の復元研究をめぐって、とくに条里の条および里の呼称の問題を中心に地理研究者の研究と、それとは異なつた立場から研究を進めていた文献研究者の研究とを対比させながら、そこにおける検討課題が何であるのかをみていく。

最初に里の呼称について、高重・服部ら歴史地理研究者は、名方郡条里の里については、徳島市入田町付近の山地に起点をおき、そこから北へ進み、新島庄関係文書にあらわれる（一六条）一四里を板野郡との境とする。この考え方は木原・岡田にもそのまま受け継がれており、歴史地理研究者の共通認識になっている。

これにたいして、文献史学の立場から、一宮松次は元久元年（一一〇四）九月「阿波富田庄立券文案」¹⁰に依拠しつつ、名方郡条里の復元を試みている。氏は「条里の起点は、諸国の例の如く郡境を起点とするのが当然で、条は当時の名方郡と麻植郡との郡境を、西から東へ六町宛に区切つた経線で一条二条と数え、里は勝浦郡と名方郡境から六町宛に区切つた経線を南から北へ一里二里と数えたと考えられる」

という立場から、復元プランを提出している。すなわち、
① N—Wの傾きを持つ統一条里という点は服部説を継承する。

② 名方郡条里の条の起点は服部説と同じく、現在の麻植郡と名西郡の郡界におく。

③ 名方郡条里の里については、その起点を名方郡と勝浦郡の郡界におき、南から北へ里を数える。その郡界を「名東郡勝浦郡境の多々羅川・勝浦川口・上八万の道原の山麓を結ぶ線」と明示する。¹¹

「両復元について、里呼称に焦点をしばって検討してみる。その第一はすでに福家が批判しているように、なぜ板野郡と名方郡の郡界を名方郡側からみて（一六条）一四里とみなせるのか、その根拠がしめされていないことである。一六条一四里は新島庄関係史料にあらわれる条里呼称のなかで、最北端に位置するものであり、かつ新島庄が名方郡と板野郡との境近くに所在することは事実であるが、一四里が名方郡条里の最北端であるということは証明されていることではない。第二に里の起点（一里）を入田付近の山地におくというのも曖昧である。これは名方郡の里の終点

(名方郡との境)を一四里とまず固定し、それにもとづいて逆算した結果である。しかし後にみるように、服部らは名方郡条里の条の起点(一里)を麻植・名方郡界におくことを明示している。それと対比してみても、この逆算にもとづく里の起点設定はいかにも不自然である。第三に、第二とも深くかわるが、服部復元は気延山・眉山北麓の吉野川南岸地帯に焦点があてられ、眉山東・南麓の現徳島市中心部から勝浦郡境に至る平野地帯が視野に入っていないことである。これは新島庄所在地が吉野川南岸地帯に設定されていたこととかわるが、現徳島市街中心地帯を中心に広がる富田庄域があわせて名方郡の広がりであることを考慮に入れるべきであろう。

一宮の研究については、次の二点が注目される。その第一はこの研究が地理研究者の研究を引き継ぎながら、地理研究者の研究が、新島庄関係文書を利用することで、もっぱら眉山北麓の吉野川沿いに広がる平野地帯にのみ焦点をあてているのたいして、鎌倉期の富田庄文書を用いて、現徳島市の中心市街地が所在する眉山東麓の平野地帯を名方郡条里の広がりなかに組み込んでいることである。

その第二は、名方郡条里の里の起点(一里)を眉山東麓

にあたる名方郡と勝浦郡との郡界においていることである。関連して、一九六〇年刊行の『名東郡史』¹²において、やはり在地の研究者である小川国太郎は名方郡条里の里の起点を勝浦郡と名方郡の境におくべきであるとしている。小川の論は一種の論理的な要請に止まっているとはいっても¹³、吉野川流域および眉山東・南麓平野を含めた地をカバーする勝浦・名方郡界が名方郡条里の里起点になっているという説が二〇世紀前半以前から存在していたことをしめすものである。一宮は富田庄関係文書を用いてそれを具体的な形で提示したといえる。

この名方・勝浦郡界に名方郡条里の里の起点をおくという説は条の起点を郡界におきながら、里の起点を漠然と眉山山中におくとしている服部説の曖昧さを克服したものになっている。すなわち、条は麻植郡と名西郡との郡界に、里は勝浦郡と名東郡との郡界におかれていたとする一宮説は合理的であり、その点で里呼称についての地理研究者たちの説は訂正する必要がある。

具体的に一宮復元と、上記の服部復元とを比較すると、里の数え方で、二里分の食い違いが起こっている。これは新島庄関係文書で名方郡条里のうちもつとも北に位置する

一四里をそのまま名方郡と板野郡との郡界とみなしている服部復元と、名方郡条里の里の起点（一里）を勝浦・名方郡界におき、そこから北方に数えていくとする一宮復元との食い違いである。そして一宮復元によると、服部復元で一四里とされていた名方・板野郡界は一六里になることに注意しておきたい。

ただ、一宮の研究で名方郡条里の復元が完成したかという点、そうではない。文献史学の立場から一宮説の基本的な点での正しさを認め、それを継承しながらも、一宮説のもつ問題点を指摘したのが福家清司である。福家は、一宮と同じく富田庄立券文を基礎に復元をおこなっているが、福家は名方郡条里の条と里の起点をそれぞれ麻植・名方郡界、勝浦・名方郡界におくといい一宮復元の正しさを認めながら、ただそれにしたがって復元をおこなった場合、眉山の急傾斜面の山中に富田庄の水田が分布するという現実にはありえない状況になることを指摘する。そして、富田庄立券文に「寺島」「猪山」という現在残っている地名が二〇条七里に記載されていることに着目し、この二〇条七里を、現在の徳島市中心部に位置する城山（猪山）とその南側一帯（寺島）に比定できるように、一宮プランを修正

すべきであるとして、富田庄坪付に依拠する新たな復元プランを提示する。¹⁴

福家復元と一宮復元とを比較すると、勝浦・名方郡界を起点に北に進む里の数え方では両者に食い違いはないが、条の数え方で一条分の食い違いがでてくる。すなわち、寺島・城山がふくまれる徳島市中心部は一宮復元によると、二一条七里になってしまいが、福家復元により坪付記載通りに二〇条七里になる。

この福家でもっとも注目されるのは、一宮および地理研究者たちが一致して認めている、名方郡条里の条は現麻植郡と名西郡の郡界を起点にしているという説との間に食い違いを起こしていることである。名方郡条里の条の起点を麻植・名西両郡郡界におくということについては論者一致しているし、名方・勝浦郡界を名方郡条里の里の起点におくという説との対比からいっても、これは正しい説とみなければならない。名方郡条里の条の起点という観点からいえると、通説になっている服部・一宮説より東に一条分ずれているとする福家説が成り立つためには、名方郡条里の起点は現麻植・名方郡界から東に一条分ずれたところに設定されていたとせざるをえない。

しかし、麻植・名西の現郡界のラインが条里設定時点の麻植・名方両郡郡界であったとするのが二〇世紀後半に復元にかかわったすべての研究者の共通した見解になっている。条里研究以外をふくめ、麻植・名方郡界の位置について、これを疑い、現位置以外の場にそれを求めようとした研究は二〇世紀全体に広げてみてもみあたらない。¹⁶ところが、二〇世紀になってからは完全に埋もれてしまい、忘れられてしまっているが、一八六〇〜七〇年代という幕末・明治維新期の時点で、古代吉野川下流域の郡・郷配置について、正面から取り上げて論じている何人かの在村研究者が存在していた。そしてそのうちの多田直清・上田寧恵の二人は、古代の麻植名方郡界は現在の麻植名西郡界とは異なった場に位置していたという論を展開しているのである。以下検討してみる。

二 麻植・名西郡界をめぐる幕末・明治維新期の研究

イ 多田の論

まず多田直清の研究について、彼の主著は「村邑見聞言

上記」(写本)である。この書は名西・麻植両郡に属する藩政村について、それぞれの村境、その村が吉野川の本流・支流ないしは旧河道にかかわる場合はその状況、および神社・仏閣の名称と現状について現地調査を行いその結果を記述したものである。さらに、古代の名方・麻植両郡を構成する諸郷(和名抄郷)と近世藩政村との対比をどうみるか、それらの広がりやをどう把握するかを明らかにすることもこの著の狙いの一つになっている。執筆年代は記載されていないが、遅くとも明治五年(一八七二)までには執筆が完了していたと推定される。¹⁷さらに、「浦庄村史」に翻刻されている執筆年・執筆年代ともに不明の『土師高足二郷之地変易之考』と『名西郡上浦麻植郡上浦郡境之考』という二つの論述にも注意したい。¹⁸いずれも内容的に上記『言上記』と深くかかわっており、同時期に多田が執筆したものとみてまちがいない。

以下、麻植・名方(名西)郡界にかかわる多田の論について、三つの著作のうち、「言上記」および「郡境之考」をとりあげてみておきたい。

多田は麻植郡牛島村に鎮座する杉尾神社について「此所に鎮座なる杉尾の社地は、相つらなる名西郡の地関と申来

れは、當社則、麻植郡中八所の式社の其一水塞比賣ノ神社にて、右社号を引て、地名とせるならんすれども、彼は又、名西郡の地なり」(『言上記』牛島村廻在記・高城項)としている。すなわち、牛島村に境を接する名西郡高原村関について、これは麻植郡所在の杉尾神社(水塞神社)に由来する地名であり、本来麻植郡に属すべき地であるのに名西郡に属しているとする。さらに、「名西郡下浦村同郡諏訪村は、南山の絶頂より飯尾川限りの行長同列なる地に二ヶ村相双ひたり、彼村(名西郡上浦村を指す)往古より名西郡なりしかば、下浦・諏訪への連続尤もたるべきに、かへつて当村(麻植郡上浦村を指す)へ縁近に能連続して少しも齟齬する所なきは、正しく古代は当村なりけん」と覚ゆ」(『郡境之考』)と述べ、名西郡の上浦村は名西郡の下浦村・諏訪村とよりは、麻植郡の上浦村との接続の方が密であり、その点で本来麻植郡の上浦村にふくまれていた存在であるとする。

つまり多田は名西郡上浦村は本来麻植郡上浦村にふくまれていたのであり、本来の麻植名西郡界は現在の位置よりは名西郡上浦村の方に入り込んでいた、すなわち、いまより東にずれていたとみなす。その上で、その本来の郡界が

どのように走っていたのかについての論を展開するが、それを下記の三つの記述からみておきたい。

A 元来往古の郡境は名西上浦久度坂なる二本松の峠より、同郡諏訪村八幡宮森西詰見づかひ、関村清来寺の筋へ見通し、彼諏訪村八幡社地の西側より北へ飯尾川の石橋を渡り吉野川堤まで行通りの道を限りとして、是より西は麻植郡にて。 (『言上記』「麻植郡牛島村廻在記」項)

B 當郡往古の境は、…此谷間の道筋名西郡上浦村瑞泉寺と申す禅寺の東側に至り、同村之内墾りと申所を経て、諏訪と此村との境、大道筋送り原と申所へ出る馬往来あり、是間によりて思ふに、彼二本松の峠より諏訪村八幡宮の森見つがひてより、関村清福寺と申寺の前筋へ見通しにて、麻植名西両郡の境を分ちたりけん。(『郡境之考』)

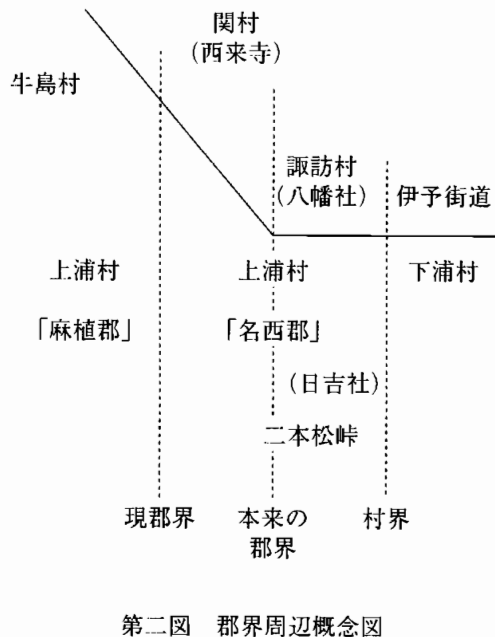
C ① 西の境にいたりては、山は則山王社地山の尾流れを限り、里分にては、是より少しく東へよりて、諏訪村迄行通りの道を限りとして、東は則當村、西は名西上浦なり。尤、右の境目、往古にては、恐らくは久土坂二本松

より諏訪村送り原へ出る山道限りなりけむか。〔言上記〕

〔下浦村・村境〕項)

C② 當社（山王社のことを指す）古老の傳説には、往古名西上浦・當村の地を敷たるによりて、両村の生土神なりしが、山は尾筋の水流をもって境を決むることとなりては、全く當村の地のみの社となるより尊仰を廢すともいへり。されど、是等のことは聊式百年前後のことにして、當社を二村の里民尊信せりける根元は、彼村久度坂の山道行通り迄の地は、當村なりしよりのことにはあらぬにや。（同「下浦村・山王大権現」項）

以下、第二図を参照しつつその内容を検討する。AおよびBの後半で、多田は旧諏訪村・関村の地帯での本来の郡界は平野全体を見渡せる二本松峠19から諏訪八幡神社西横20を「見つがひ」、関村清福（来）寺を「見通す」直線であったとみなしていることはまちがいない（諏訪八幡社の西横を関に向けて走る直線道路が今も存在する）。一方多田は、Bの前半で瑞泉寺（二本松峠からの山道が上浦村の平野地帯に出てくるところに位置する）の東を通り、諏訪村送り原で「大道筋」（讃岐街道を指す）に達する道（馬往来）



第二図 郡界周辺概念図

の存在に言及している。Bの文脈からみて、この道を上浦村地域における本来の郡界とみなしているとしてよい。

一方Cは「言上記」の下浦村項の記載であり、①②とも下浦・上浦両村村界についての記述である。すなわち①で今の村界は山王社（現石井町下浦字竜王に鎮座する日吉社のこと）のやや東を出発点に直線的に諏訪村の方に向けて走っている道であるとした上で、この村界はかつては送り

原へ出る山道におかれていたとし、②でその村界が送り原へ出る道から、今の山王社東の道に移動したのは二〇〇年ほど前（一七世紀中・後期前後に該当する）であったとしている。

このCは上浦・下浦の村界について述べているのであり、郡界についてふれているものではない。ただし、ここで本来の上浦・下浦の村界とされている「送り原へ出る山道」(①)あるいは「久度坂の山道行通り」(②)については、Bで多田が本来の郡界とみなしている送り原へ出る道(馬往来)と同じものを指すことは明らかである。つまり多田は送り原へ出る道について、本来の郡界であるとともに、二〇〇年ほど前までの上浦・下浦村界でもあったとみなしていることになる。すなわち多田は、このC部分で二〇〇年ほど前に送り原へ出る道から現村界への東に向かった村界移動がなされたことを指摘しているのであるが、そこに止まり、この村界の移動が同じ送り原へ出る道から現郡界への西に向かった郡界移動とどうかかわっているかについては、郡界移動の時期をふくめてふれていない。

全体として多田はA・Bでは、二本松峠より諏訪村八幡神社西横の道を見通して、関村西来寺に達しているライン、

あるいはそれと一体のものとしての瑞泉寺の東横を通って平野部にでて諏訪村で讚岐街道に達する「馬往来」(送り原へ出る山道)のラインを、現地点への移動以前における本来の郡界であるということを主張している。そして、Cではこの本来の郡界(送り原へ出る道)から現郡界への郡界移動の時期にかかわってであろうが、上浦・下浦村界の位置の変動とその時期とを論じている。このうちCについては、後の上田の論をみることのなかであらためてとりげることにして、まず、A・Bで記述されている本来の郡界について、旧名西郡上浦村地域および諏訪村地域を南北に走る道路との関係という面から第三図を参照しながら掘り下げてみたい。

まず送り原へ出る道は地図上で上浦村の瑞泉寺の東を通り、上浦村北部で②のラインに乗りながら諏訪村で讚岐街道に合流している道があり、これに該当する。この②のラインはN—〇Wの傾きをもつ統一条里上に乗る道路になっている。現麻植・名西郡界と平行して走っており、両者の距離を計測すると五五〇メートル程度(一坪の一辺一〇九メートルの五倍)になる。つまり②のラインも現郡界より五坪離れたところを走る統一条里の上に乗っているとみて



第三図 条里界線と道（上浦地区）

よい。

そして二本松峠から、諏訪村八幡社西横の道を見通し、関村の西来寺に達するラインは、②のラインの西一〇九メートルのところを走る①のラインにはほぼ該当する。ただし、このラインは厳密には諏訪村八幡社西横の道に合致せず、東に数十メートルずれた八幡社境内を走ることになる。しかし、山頂からの見通しという点からいって、多田は八幡社西横の道を統一条里の乗っている①のラインとみなしていたとして差し支えない。

このように、多田のとりあげている道ないし山頂からの見通し線は基本的に吉野川下流域の統一条里の条里界線に合致する。このことは多田が条里という用語は用いていないが、道などの形をとって南北に走る直線と、その直線を利用した古代から中世にかけての郡界ないし村（郷）界の存在を把握していたことをしめす。ただ、そこでの問題はAおよびBの後半の記述では二本松峠からの見通し（①のライン）を本来の郡界とみなしているが、Bの前半およびCでは送り原へ出る山道（②のライン）を本来の郡界とみなしていることである。この①と②ラインの関連については、Bの記述による限りでは同一の直線上に乗るものとみ

なしているらしい。しかし、現実には一坪分ずれていることは明白である。この問題とのかかわりで、『郡境之考』の次の記述をみたい。

D ；尚又、彼村と下浦との境、唯今之所となりたるを考ふるに、吉野川麻植塚村の地に流れ、當村八本松大道の北側を経て、諏訪村耆里松大道の南辺りに落ちたりし頃の荒地等を墾しかや。彼村東筋二本松峠より送り原へ行通之道より東唯今に墾と申来、下浦村西北の地を川崎と申来、元来川成地なるよりの義は明かにて、彼村之地追々に東へ増長さる、村境変易なり、付ては郡境なる村なり、南山は絶頂より唯今下浦村之山王社地山の尾筋へ見通しを北へ見つがひて、南北に長き境を築て郡村之境とはしたりけむ、之を其後唯今之所を境として、上浦之地二郡に別れたるより、名西上浦村同下浦村との境目は、嚴重なる堤にも及ばざるに至り、彼堤等もよりよりに両村より墾崩したりと見へて、右村境の道筋にて、幅三四間程なる畠地、山王森より一丁半はかりの地より北へ連絡して、東は下浦村川崎と申地、西は浦方なる墾りと申地とを買きたり。然るに、此細通り畠地の側村境之道、

南は彼島地より東側付たれば浦方の地なるべきを下浦村之地となり、中程は村境之道西側に付たれば正しく下浦の地なるべきを、聊四間にも盈たざる地を西三、四分通りは浦方村之地にて、東五、六分通は下浦之地なり。北川崎壑の境目は、是又道西側に付たれば全く下浦村の地なるべきを、凡て浦方の地となりたり。是に川除の地にてもあらず、元来無用之堤たるより、幾年久遠なる間に彼より開き、是よりも壑し事なるべし。

『郡境之考』は全体として三つの部分から成る。第一の部分は本来の郡界としての送り原へ出る道、および二本松峠からの見通し線について、第二の部分は名西郡上浦は本来麻植郡上浦と同一の村であったことについてそれぞれ述べており、上記A、Cの記述と齟齬しない。ここで引用したのは冒頭が「尚又……」となっているように、第一・第二に付け加える形になっている第三の部分である。内容を検討する。

イ 上浦と下浦との村界は、吉野川が旧麻植郡上浦村小字八本松の大道（讃岐街道）の北側を経て、諏訪村小字壑里塚の大道の南に流れ込んでいた頃の荒れ地を開発した

ところである。送り原へ出る道の東は上浦村の小字壑里であり、それに接続するのが下浦村西北の小字川崎であるが、これら地名からみて明らかのように、村境の地は川成の地であり上浦村の地は東に増加している。村境は変わり易いのである。

ロ 上浦は郡境の村である。南山の絶頂より山王社地のある山の尾筋への見通しを北方に見通して、南北に長い堤を築き、それを郡村の境としていた。

ハ 後に、現在の所を（郡の）境として、上浦の地が二郡に分かれた以後、名西郡の上浦村と同下浦村との境目に堤も必要なくなり、堤は両方の村より堀崩されていった。

ニ すなわち、村境の道筋にそって、幅三・四間ほどの島地が、山王森より一丁半ほどのところから北へ連続している。この細い島地の側にある村境の道について、南の部分ではこの島地の東側に付いているので上浦（浦方とも呼ばれる）の地であるべきであるのに、下浦の地となっている。中ほどの部分は村境の道は島地の西側に付いているので、下浦の地になるべきであるのに、西の三・四分通りは上浦の地で、東の五・六分は下浦の地である。

北の部分すなわち小字川崎・蟬りの境目は道は西側に付いているので、下浦の地であるべきを、すべて上浦の地となつてゐる。これは川除の地ではなく、無用の堤であつたので、久しい間にこちらから開き、あちらから開発した故であらう。

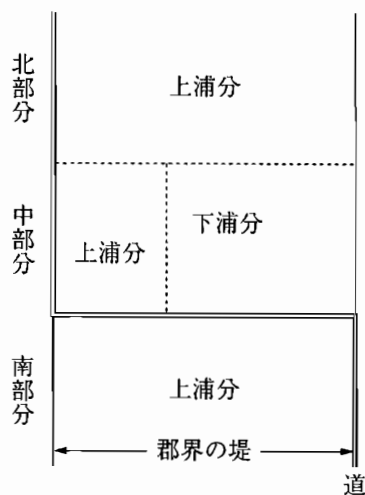
イで下浦・上浦の村界が吉野川の流域変動のなかで西から東に移動してゐるとした上で、ロで移動前の本来の麻植郡上浦と名西郡下浦との境(郡村之境)を提示しているが、問題はその位置である。A-Cからいうと、それは送り原へ出る道であるはずである。しかるに、ここでは「南山は絶頂より唯今下浦村之山王社地山の尾筋へ見通しを北へ見つがひ」となつてゐる。

山王社(現在の日吉神社)は平野に張り出した尾根の突端に位置する。南山絶頂というのは、この山王社の位置する尾根をたどつた山頂であらう。この山頂から吉野川流域平野地帯を見通した場合、郡村界となりうるラインないしそれに対応する道としては、③と④しか考えられない。④のラインは移動後の上浦と下浦の境と一致する。そして③のラインは②と④のラインに乗る二つの道の間(それぞれから一〇九メートルずつ)地点で、上浦村の小字「張り」

の集落から南に向けて、短い行き止まりの直線道路が走っているが、それにほぼ一致する。③・④いずれをとつても、多田がA-Cで本来の郡界とみなしてゐた①ないし②のラインより明らかに東にずれる。

③・④のラインのうち、④については多田は移動後の村境と認識してゐるし、かりにこの④を取れば見通しの方位は正方位に近くなる。南山の絶頂からN—10Wの方位をとつて見通すとすれば、③をとる以外ない。つまり、多田はここで本来の郡界として①ないし②のラインとは別に③のラインの存在を提起してゐることになる。そしてこの③のラインは現郡界から、ちょうど一条(六坪)分東にずれたところを条里界線に沿つて走つてゐることに注目しておきたい。

さらにハ・ニで本来の郡界(③ライン)に沿つて幅三・四間(五く八メートル)の北方に延びる堤が築かれていたが、郡界移動後、無用なものになり徐々に掘り崩されていつたこと、具体的には第四図のように、堤が掘り崩され一部が道、一部が畑になつていつたことを述べてゐる。これは木原らがその存在を指摘している条里の余剩帯に対応するものとみてよいのではないか。つまり、多田はこのDに



第四図 郡界堤

において、現郡界より一条分ずれたところに、条里の余剩帯に対応するとみられる直線的な堤を伴った本来の郡界の存在ということ提起しているのである。

以上、断片的な記述をつなぎあわせる形で、多田の両郡郡界についての所論についてみてきた。その所論にはみえてきた通りいくつもの矛盾がある。第一はA-Cでは送り原へ出る山道を本来の郡界としていながら、一方で二本松峠からの見通しを郡界としている。この①②のラインが一坪分ずれていることについてふれていないし、ずれに気づいているかどうか不明である。第二にDでは山王社背後の

山から見通した③のラインを郡界とする別の説を提出しているが、これと①・②ラインとのかわりについても記されていない。

このような矛盾をもちながらも、古代名方・麻植両郡郡界を直線として把握していること、その直線をN—O Wの傾きをもつ吉野川下流域の統一条里の条界線と一致するものとして把握していること、さらに古代の両郡郡界が現在の両郡郡界より東に条里の四坪ないし一条分だけ東にずれていたと把握していること、また現郡界より東に一条分ずれたライン上に条里の余剩帯に対応すると推測される郡界堤をみいだしていること、などの諸点が所論として提出されていことを確認しておきたい。とくに、多田は一説としてではあるが、本来の郡界を現郡界より一条分東にずれたところに求めているが、これは先にみたように、二〇世紀後半半になってからの福家復元に従えば本来の郡界は現郡界より一条東にずれるということに完全に一致する。山王社（日吉社）の鎮座する尾根筋は上浦・下浦の平野部に向けて張りだしており、平野部から見ると大変良い目印となっていることからみて、ここから見通したラインが本来の郡界となっていたとみることは不自然ではなく、なりたち

うる説であると考へる。

口 上田寧惠（やすのり）

次に上田寧惠の著『名方郡産土神郷名考』についてみておきたい。²⁴ 上田のこの著は多田の著作がだされた直後の明治七年（一八七四）に書かれており、名方郡における和名抄諸郷の藩政村への比定をおこなっている。そのなかの土師郷の項での両郡郡境について、次のように述べている。

土師 南ハ埴土郷ノ山上水流シ、西ハ麻植郡、北ハ飯尾川、北ハ桜間郷ヲ堺トス 石井村、高川原村、

城之内村、下浦村、上浦村、諏訪村 天正檢地帳ニ須和ト作ケリ 合六ヶ

村 此郷高志郷ヲ別チタルナリ 其由ハ別三卷ヲ記ス、茲ニ略ス

按ニ、此上浦村ハ上古麻植郡ナリ、延喜ノ後、麻植郡牛島村ヨリ、上浦・須和・石井村ノ古川筋へ、吉野川分水シテ溢レ込通水シ、其時麻植郡・名西郡ノ境界モ乱体トナリ、其後愈上リ、境界ヲ定メシ時、須和□□村ノ開拓ニ随ヒ、境界ヲ定メタルヨリ、一村ヲ分チ、上浦村ヲ名西郡土師郷へ加ヘタルナリ。

すなわち、一〇世紀初頭の延喜年間に始まる吉野川の流

路変動のなかで、それまでの両郡郡界が乱れはじめ、のちにあらためて両郡郡界が定められた時には、諏訪村の開発にしたがつてそれがなされたために、変動が起こり、かつての麻植郡上浦村が分断され、その一部が名西郡土師郷に名西郡上浦村としてふくまれるようになったとしている。

このように上田は、寛平八年以前の名方郡の段階では、麻植・名方郡界は現郡界より東に位置しており、現位置に移動したのは名西・名東両郡が成立している一〇世紀以降の中世段階であるという、郡界移動を古代から中世にかけての時間的な経過のなかで位置づけるといふ歴史的感覺に富んだ論を提起しているのである。

上田の場合も延喜以降というのみで、郡界の移動がいつ起こったのかについての時期は明示していない。ただ、郡界が移動するということは郡そのものの大きな変動に対応して起こるものと考えるのが妥当である。名方・麻植両郡という吉野川下流域南岸について、歴史的にみると、以下の少なくとも三回にわたる郡編成の変動が起こっている。

- ① 寛平八年の名方郡の名西・名東両郡への分割
- ② 中世における名西・名東両郡からの以西郡の分立²⁵
- ③ 近世初期の寛文四年（一六六四）における以西郡の名

東郡への吸収²⁶⁾

これをふまえると、上田は①以降における麻植・名西郡界の移動を考えているので、②ないし③の段階での再編にもなう郡界変動を考えていたとみなしてよい。

この上田の論のかかわりで、多田が二百年ほど前の時点での上浦・下浦村界の移動ということ提起していることについてみておくと、時期的にはこの移動はほぼ③に合致する。③は当時の徳島藩がおこなった、阿波国一国全体についてそれまでの一三郡を一〇郡に再編成するという大規模郡再編の一環としてなされたものである。その点で、名西・麻植の郡界移動、すなわちそれまでの麻植郡上浦の分断が、多田のいう上浦・下浦の村界の移動と併せてなされたことを見ることは不可能ではない。

しかし、この③の段階について、再編直前の村の配置状況を記載した寛文四年三月一五日阿波国十三郡郷村高辻帳²⁷⁾には、名西郡上浦村と以西郡上浦村がともに記載されている。これは郡界の移動すなわち、上浦の分断は③の段階ではすでに完了していたことをしめす。さらに、多田の『言上記』にふくまれている「名西郡 村邑見聞言上記之内所々小名并字之記」に名西郡の小名・字が村単位に書き上

げられているが、そのなかに「名西上浦 慶長九年御帳」の項があり、そこに小名として「張り」「一丁地」など現在も字名として残っている地名が書き上げられている。つまり慶長九年（一六〇四）という近世初頭には名西郡上浦村は明確に姿をあらわしており、上浦の分断すなわち本来の郡界が現在の場に移動したのは③の段階ではなく、中世に遡った②の以西郡の成立の時点でなされたこととみてよいであろう。²⁸⁾

以上の分析で明らかのように、多田および上田は麻植・名方郡界は現麻植・名西郡界より東に位置しており、この本来の郡界が現在の所に移動したのは古代ではなく、中世になってのことであつたとする点では、一致していた。この両者の説をふまえるならば、二〇世紀後半以降の研究史では通説になっている服部・一宮説のように古代名方郡条里の条の起点を現麻植・名西郡界におくというのは誤りであり、その起点は現郡界より東にずれたところにおかねばならないことが明確になる。さらに現郡界よりちようど一条分東に位置する山王社（日吉社）背後の山地より吉野川方向に向けてのN—O Wの傾きをもつ直線的な見通しを本来の郡界とみなすという多田の問題提起は、鎌倉期の富

田庄坪付をもとに名方郡条里の条を逆説より東に一条分ずらして設定している福家復元の正しさを裏付けたことにもなる。

まとめと展望

名方郡の条里をめぐる研究史について、二〇世紀後半の研究のみならず、一九世紀中・後期の幕末・明治維新期にまで遡って検討してきた。以下今後の検討課題をふくめたまとめをおこなっておきたい。

一 二〇世紀後半段階の名方郡条里研究については地理研究者らによる研究と地元の文献研究者らによる研究が十分かみあわないままに二つの流れとして存在している。ただし、服部ら地理研究者が名方郡条里を吉野川下流域の統一条里の一環として把握していることについては文献研究者らもその正しさを認めている。

二 名方郡条里の里呼称について、服部らは南から北に数え進むとしながらも、北端の板野郡界を一四里に設定し、そこから逆算する形で、里の起点を眉山の山中にしている。これにたいして、地元の研究者である一宮松次は

地割については服部説を受け入れるとともに、眉山東麓の徳島市街地を中心に広がる富田庄の鎌倉期の坪付けを素材に里の起点を勝浦郡と名東郡の郡界に求めた。

服部らも名方郡条里の条の起点は麻植郡と名方郡の郡界に求めており、それと対応させるならば、里の起点を勝浦・名方両郡郡界におく一宮説が正しいものと考えられる。そしてこの一宮復元に基づく、名方郡条里の里は服部復元より南に二里分ずれ、名方郡と板野郡との境界は一六里になる。

三 一方、福家清司は一宮復元により富田庄庄域を復元した場合、二〇条七里は記載されている「猪山」「寺島」などの記載地名からみて、現徳島市街地に比定されなければならぬのに、眉山山中に比定されてしまうという事実を指摘し、坪付地名と現状とを合致させるためには、里については一宮復元通りで問題ないが、条については一宮復元より東へ一条分ずらさなければならぬとする。

名方郡条里の条については、それを現麻植・名西両郡郡界におくという認識では服部・一宮ともに一致している。しかし、富田庄坪付と現状を合致させている福家復

元をとるとなれば、通説となつてゐる服部・一宮説は成り立たなくなる。服部・一宮説と福家説の間にみられる一条分のずれについて、視点を条の起点にすれば、条の起点としての郡界を現郡界におくのか、あるいはそれより東に一条ずれたところに求めるのか、というそのずれにあることになる。

四 この条呼称のずれとのかかりで、注意する必要があるのは幕末・明治維新期の多田と上田の研究である。

まず多田について、条里という用語は用いていないが、N—Wの傾きをもつ条里地割の存在とくに道の形をとつた条里界線の存在と、その直線に沿つた郡界・村(郷)界の存在を認識していた。多田は麻植郡上浦村と名西郡上浦村とは本来は一村をなしており、平野背後の山頂から見通した直線の上に乗る本来の麻植・名方(名西)両郡郡界は現郡界より東にずれたところを走つていた、ところがその郡界が現在の場に移動したことで上浦の分断が起こつたとする。その場合、現郡界より四ないし五坪分東にずれて走るラインに本来の郡界がおかれていたとする説と一条(六坪)分ずれていたラインにおかれていたとする説とを並列して提出している。さらに、

一条分ずれたところのラインには条里の余剩帯に対応すると考えられる直線的に走る郡界堤の存在を指摘している。

五 一方上田は、両上浦は本来一体であり、麻植郡の村であつたとした上で、延喜年間以降進む吉野川の流路変更のなかで、郡界周辺の地の荒廢化、さらにはその再開発が進行することの結果、現郡界のところにあつた郡界が設定しなおされ、それにより上浦が麻植郡と名西郡とにわかれたとする。

六 多田・上田両者は本来の麻植名方郡界が現在の麻植名西郡界より東にずれていたとすること、また郡界の移動は中世以降においてであるとすることでは共通した認識をもつてゐる。とくに多田が一説として現郡界より東に一条分ずれたところに余剩帯をとまう本来の直線郡界が存在したという説を提出していることは注目される。二〇世紀の後半になつて福家は名方郡条里の条呼称は通説の服部・一宮説(現麻植・名西両郡郡界起点説)より東に一条分ずれなければならないことを富田庄坪付をもとに指摘したが、一世紀半を遡る時点での本来の両郡郡界は一条分東にずれていたとする多田のこの説をとるこ

とで、裏付けをえたことになる。

七 残された課題も多い。郡界の東へのずれについての複数の多田説についても、一条分ずれているとする説が説得的であるが、郡界を形成していたとする堤の痕跡が確認できるかという問題などをふくめて、本来の郡界とされる周辺地域の精密な地理学的な調査を必要とする。

さらに郡界の移動時期について、上田は古代郷と近世藩政村との対応をつけようとしているが、その際それを古代から近世にいたる郡の再編成を考慮しつつおこなっている。郡界移動による上浦の分断説もその一環としてだされているが、上浦のケース以外にも藩政村としての名西郡桜間村と名東郡桜間村、また名東郡矢野村と名西郡西矢野村の存在に認められるように、かつての一村の分断を暗示するケースが存在する。しかもこれらも条里界線が両者の境になっている。これら分断は以西郡成立の段階で起こった可能性が高いと考えるが、上田がとっている郡界の歴史的な変遷の把握という方法に学びながら、その分断の背景と時期について明確にしていく必要がある。⁽²⁸⁾

註

- (1) 「阿波の条里」(『徳島大学学芸紀要・社会科学』八号 一九五八年、後に同氏「阿波の歴史地理・第一」に所収 一九六四年)。
- (2) 「阿波国新島庄の歴史地理」(『社会科研究』九号 一九六一年、後に同氏「古代・中世の耕地と村落」所収 一九七五年)。
- (3) 「阿波条里の復元的研究」(『人文地理』一八一五 一九六六年、後に同氏「律令国家の歴史地理学的研究」所収 一九八三年)。
- (4) 「鳴門教育大学研究紀要二三卷」一九九八年。
- (5) 「阿波国名方郡新島庄図大豆処図」(金田・石上・鎌田・榮原編『日本古代荘園図』一九九六年)。
- (6) 「阿波国東大寺領新島庄杖方庄大豆処について―中世史研究ノートから―」(『ふるさと阿波』六一号、一九七〇年)。
- (7) 昌泰元年七月一七日太政官符「応省名東郡主帳一員置名西郡事」(『類従三代格』卷一七) 参照。
- (8) 野口年長(安永九・一七八〇―安政五・一八五八)。国学者、徳島城下町助任の人。同人の編纂した『粟の落穂』(弘化三・一八四六刊)は阿波の地誌・歴史についてさまざまな事項を取り上げているものとして著名。『新編阿波叢書・上巻』に活字化されている。その一の巻、「以西郡」の項に以西郡と名東郡・名西郡のかかわりの問題が取り上げられている。

(9) 後藤尚豊(天保一〇・一八三九、大正三・一九一四)。名東郡早淵村の庄屋。多田直清らとともに、「風土記編輯掛」に出仕。同人の書いた『阿波国名東郡郷名略考』が無窮会文庫(東京都町田市)に所蔵されている(活字化されていない)。この書は明治三年(一八七〇)前後に作成され、編輯掛に提出したものと推定されるが、名東郡・名西郡における古代郷の配置および郡界について論じたものである。

(10) 春日神社文書 鎌倉遺文一四八一。

(11) 上掲一宮論文。

(12) この郡史は原稿は第二次世界大戦前に田所眉東により書かれており、後に小川国太郎らが補訂し、最終的に飯田義資が編集し直して出版したものである。

(13) 小川国太郎(一八七六一―一九四四、新聞記者、地方史研究者)は名方郡条里の里の起点を勝浦郡と名方郡の境におくべきであるとしている。この小川説が出されたのはいつであるか、定かではない。しかしその没年からみて、第二次大戦以前であることは確実である。

(14) 上掲福家論文。

(15) 福家自身は自説がなりたつためには名方郡条里の条の起点が東に一条分移動しなければならぬということについてふれていない。また筆者も、新島庄三地区の位置比定をみていく上で福家復元のもつ意味が大きいことを指摘しながら(大河川下流域における開発と交易の進展) 拙著『古代東大寺庄園の研究』所収(二〇〇〇年)、それにとどまり、

服部復元と福家復元との食い違いという問題は条の基点としての郡界の位置の問題であることに気がついておらず、したがって両復元の食い違いがなぜ起こったのかについての検討もできていない。

(16) 多田直清(寛政一二・一八〇〇、明治九・一八七六)。名西郡下浦村の人。神宮。風土記編輯掛出仕。国学者であるとともに、地域の地誌・歴史についての研究者である。本論文で取り上げた彼の著書『村邑見聞言上記』は麻植・名西地域の地誌として高く評価されていた。その写本は現在徳島県立図書館(呉郷文庫)、東京大学史料編纂所、京都大学文学部の三箇所在所蔵されている(なお、本論文では史料編纂所本を利用した)。しかし、その活字化はまだなされておらず、その内容についての体系的な利用・評価は、ごく一部が『浦庄村史』(注18参照)において先駆的になされているのみであり、ほとんど手付かずの状況にある。なお、多田については注24も参照のこと。

(17) 明治二年に徳島藩のもとに小杉相村などが中心になって「阿波国風土記編輯掛」が設置され、阿波の歴史と地誌の大規模な編纂が企てられたが、同五年の廃藩とともに廃止された。この編輯掛には多田をふくむ多くの国学者・儒学者が出仕していた。多田の調査活動は幕末に遡るのであるが、言上記という形でまとめられたのは、編輯掛に提出することが目的であったと考えられる。なお、編輯掛については、羊我山人(飯田義資)「風土記編輯掛」同氏著『粟の

拔徳・天の巻」所収 一九七五年（昭和五〇）を参照。

- (18) 『浦庄村史』（浦庄村史編纂委員会編 一九六五年・昭和四〇）の二五六頁及び二一頁に引用されている。執筆者はいずれにも記されていない。両者とも山口虎一氏所蔵になっている。原本の行方については今のところ、筆者は確認できていない。

- (19) 今は、曲突（くどう）越とよばれている。名西郡石井町から同郡神山町へ抜ける山道にある峠を指す。

- (20) 現石井町浦庄字諏訪西久保（旧名西郡諏訪村）に鎮座。

- (21) 現石井町大字関（旧名西郡関村）に所在。『高原村史』（高原村史編纂委員会編 一九五六年（昭和三一）によると、明治初期には「西来寺」とよばれていた。現在は「寂静庵」あるいは「薬師庵」とよばれている。

- (22) この道は現在でも上浦と下浦の境になっている。

- (23) ①は二本松峠見通し、②は送り原へ出る山道、③は山王社背後の山からの見通し、④は上浦・下浦村界。またアは上浦村字張り、口は下浦村字川崎、をそれぞれ指す。また本図は『石井町全図』（石井町発行、一万分一）をもとにしている。

- (24) 上田寧恵（文化二・一八〇五、明治一八・一八八五）。名西郡高原村の人。明治七年に名西郡中嶋村にある新宮・本宮社の祠官を勤めている。『名方郡産土神郷名考』はこの新宮・本宮社にかかわって書かれたものであり、小杉楳村編『続徴古雑抄・阿波一一中』に所収されている（徳島県立文

書館のマイクロフィルム版を利用した）が、従来これに着目した者は皆無であった（これも活字化されていない）。寧恵本人についても、『高原村史』に幕末に天文学・和算に長じた人として、生没年代なしで紹介されているのみで、古人名録などでもとりあげられることはなく、筆者にとつてその経歴は謎であった。最近になって、寧恵の直系の曾孫である上田健三氏（石井町高原在住、現石井町文化財保護審議委員会委員長）にお会いすることができ、ご自宅に保存されていた上田家の系図を拝見して、その生没年および幕末から明治にかけての活動歴を知ることができた。系図以外にも新宮・本宮社関係の史料も保存されており、今後の調査が望まれる。関連して、上田氏のお力添えで、多田直清の曾孫である多田榮氏（石井町下浦在住）にもお会いできた。直清関係の史料としては本稿で取り上げた言上記関係のものは残っていないが、和歌関係が保存されていた。上田および多田の伝記的な側面の研究は別稿でおこなう予定であるが、ほぼ同世代しかも名西郡という同一地域で活動している二人の学問的な交流関係の有無、上田の天文学・和算研究と地域史研究とのかわりなど、究明すべき課題は多い。なお、この兩人についての調査に際して、上田健三氏に様々にご尽力いただいた。記して謝意を表したい。

- (25) 以西郡は、寛平年間以降鎌倉後期に至るまでの間に、それまでの名東・名西両郡の一部を割きとって成立している郡

である。

(26) 寛文四年閏五月一三日阿波国十郡改覚書(国立史料館蔵蜂須賀家文書、徳島県立文書館所蔵マイクロフィルム版一)。

(27) 国立史料館所蔵蜂須賀家文書、徳島県立文書館所蔵マイクロフィルム版一五。

(28) なお、この名西・麻植郡界の移動時期については、本稿では論じられなかった寛平八年の名方郡の名西・名東両郡への分割のあり方をどのように見るかという問題とも深くかわる。別稿でさらに掘り下げてみたい。

(29) 本稿は、科学研究費補助金基盤研究C「在村国学者・儒学者の阿波古代史研究についての史学史的 연구」(代表丸山、二〇〇二―三年)の中間報告である。